

千葉大学浩気寮 入寮同意書

私、(氏名) _____ は、千葉大学浩気寮への入寮に際し、以下の内容に同意します。

【寮生活及び期間】

浩気寮（以下「本寮」と称する）の運営は寮生の自治のもとに行われているため、寮生活において以下のことが義務付けられている。

- ① 本寮が共同生活を行なう場であることを理解し、浩気寮生として節度ある行動を行なうこと。
- ② 寮を構成する一員であることを理解し、互いの文化や置かれた立場の違いに配慮し、委員会活動、掃除、寮生大会等の自治活動に参加すること。
- ③ 寮内で行われる各種行事に積極的に参加すること。

【エリアおよびそれに関する諸注意】

本寮は食堂を境に男子棟と女子棟に分ける。男子棟は3階建て、女子棟は2階建てであり、各階には共同スペースが設けられている。

- ① 共同で使用するものは、丁寧に扱い、使用する順番は守る。もし、故障や破損が生じた場合は委員会に必ず報告する。
- ② 緊急時や災害時は寮長、副寮長、委員会の指示に従って迅速な行動を心がける。

【留学生ドームチューター】

留学生ドームチューターは留学生の寮生活の補助を行う。留学生ドームチューターに係る規定は、園芸学部国際交流委員会によって別に定める。

【迷惑行為の禁止】

寮生は、下記に記す他の共同生活者や近隣居住者に迷惑のかかる行為を行ってはならない。

- ① 銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物（鉄砲、刀剣類等）または爆発性、発火性を有する危険物を製造または保管すること。
- ② 本寮の建物、設備及び備品（配水管等を含む）を腐食または毀損させる恐れのある液体等を使用または保管すること。
- ③ 23時以降に、廊下で大声を出して騒ぐ、楽器演奏等の騒音を出すこと。

- ④ 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的カルトへの他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催。
- ⑤ ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為を行うこと。
- ⑥ 犬、猫その他小動物等のペットの飼育。
- ⑦ 階段・廊下等共用スペースへの看板の設置。許可された場所以外へのポスター等の掲示。
- ⑧ 暴力行為、各種ハラスメント、及び賭博行為。
- ⑨ 本寮の建物・設備・寮室内の改造行為。
- ⑩ 委員会がその他寮生に迷惑をかけていると判断した行為。

【管理義務】

寮生は、以下の管理項目を遵守する義務を負う。

- ① 自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心掛けること。
- ② 掃除当番となった場合は、その義務を果たすこと。
月に1回程度開催される掃除大会には、原則として、寮生は全員参加しなければならない。やむを得ない理由があり、参加できない場合は、衛生厚生委員会に前もって相談し、欠席の許可を得ること。無断で欠席してはならない。
- ③ 常のゴミの処理については衛生厚生委員会の指示に従い、ゴミ収集日の日時に種類別に分別を行い指定する場所に出すこと。
- ④ 電気製品のように処分が有料なゴミは入寮者が費用を負担すること。
- ⑤ 談話室等の共用スペースに関しては使用後清掃・片付けを行い、次の使用者が気持ちよく使えるようにすること。
- ⑥ 廊下、洗面所、キッチン、トイレ、大浴場、シャワー室は共同で使用し、当番制で掃除を行なうため、著しく汚してしまった場合は、当人が責任を持って掃除を行なうこと。
- ⑦ 共用スペースには私物は残置せず、必ず居室に持ち帰ること。共用スペースに私物を残置した場合、委員会の判断で私物を移動又は廃棄する場合がある。
- ⑧ 共同で使うキッチンには、私物の食器等は置かないこと。放置されていた場合は、委員会の判断で移動又は廃棄する場合がある。
- ⑨ 居室及び共用スペースに置いてある家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障したら至急委員会に報告すること。故意に壊したと認められる場合は当人の負担で復旧する。
- ⑩ 共用スペースの電源は日常生活に必要な電気ポット、炊飯器等の電化製品を使う場合にのみ利用できる。

【駐輪場、駐車場】

自転車のみを置く場所を駐輪場、原動機付き自転車、バイクを置く場所を駐車場とし、それぞれ別の場所に定める。車を寮に置くことはできない。

寮生は以下の項目を守り駐輪場、駐車場を利用できる。

- ① 自転車、原動機付き自転車には、大学の定めるステッカーを貼ること。また、バイクは、大学から駐輪の許可を得、駐車許可証をもらって駐車すること。ステッカーの無いもの、駐車の許可が下りていないものは衛生厚生委員会の判断で移動又は撤去する場合がある。
- ② 施錠を必ず行い、盗難に注意すること。万一盗難や破損等があっても委員会はその責任を負わない。

【外来者】

外来者を寮内に立ち入らせる場合、連れてきた寮生は、寮則の遵守及び他の寮生とすれ違う時は挨拶をする等の一般的マナーを、責任を持って守らせること。

- ① 外来者に関する問題は、その外来者をつれてきた寮生が責任を取ること。
- ② 監視が困難な人数の外来者を寮内に連れてくることは控えること。
- ③ 卒寮生は外来者として扱う。
- ④ 大人数の寮生を連れてくる場合は寮生全体に周知させ、他の寮生に配慮する。

【居室内の電化製品の修理等】

- ① 居室内の消耗品は個人の費用負担で交換する。
- ② 冷蔵庫やエアコン等の設備の故障、破損については、学務室学生支援・国際係に連絡する。

【寮室内への立入】

- ① 火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合には入居者が不在であっても、他の寮生が居室内に立ち入ることができる。
- ② 委員会三役は、客観的事実に基づき入寮者が本規則に違反していると推定される場合、入寮者の立会いのもと居室内に立ち入ることができる。ただし、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではない。

【盗難の予防】

- ① 自室を離れる際には施錠を心がけること。
- ② 多額の現金・カード等を自室に残したまま外出しないこと。
- ③ 居室の鍵のスペアキーは作ってはならない。

【退寮】

寮生は次の項目に該当する場合、大学へ退寮要望書が提出され、退寮が認められた時点で寮生としての資格を失い、1ヶ月以内に部屋を明け渡し、退寮しなければならない。

- ① 本人より委員会に退寮願が出された場合。
- ② 退寮発議され、寮生大会において5分の4の決議があった場合。
- ③ 退寮命令の処分を受けた場合。

補足

・寮生大会

寮生大会は、委員会その他の提出議案の審議、並びに報告の承認、寮則の変更、その他の変更事項について、全日本人寮生が決議を行う場である。半期に3回ずつ、年間計6回開かれる。

・退寮発議

寮生は、次の場合退寮発議の対象となる。

寮生大会を1年間に3回以上欠席した場合。ただし、研究、留学、および冠婚葬祭等の理由が委員会で認められる場合はこの限りではない。

寮生大会を1度でも無断欠席した場合。

寮生活に著しく支障をきたす行為があり、委員会において議決があった場合。

・退寮命令

寮生は、次の場合退寮命令の対象となる。

本寮則及び同意書に違反した場合。

停学又は懲戒退学の処分を受けた場合。

半年以上の休学により本学での修学が不可能な場合。

寄宿料及び光熱水道費等の寮費の納入を3カ月以上怠り、督促を受けても納入しない場合。

・委員会

浩気寮の委員会は、寮長、副寮長、文化交流委員会、衛生厚生委員会、会計委員会で構成され、各委員会は選挙によって選出される。上記の委員会は、寮生活の円滑な運営を図るためにおかれる。

附則（施行期日） この規則は2015年5月15日から施行する。

2022年7月11日改定

2023年8月22日改定

千葉大学学長 殿

千葉大学浩気寮長 殿

上記事項を確認し、本合意書に同意します。

西暦_____年____月____日

(入寮者)

現住所_____

連絡先 _____ (電話)

氏名 _____ 印

(自署)